

1 全体的傾向

本県における刑法犯認知件数は、昭和60年代以降急激に増加し、平成16年には最多となる18万1,350件に達しました。その後、県民、事業者、市町村及び県・警察の連携・協力により防犯のまちづくりに関する様々な取組を推進した結果、令和5年には4万9,653件と、平成16年と比較して約4分の1にまで減少しました。

また、令和5年における刑法犯の検挙率は、平成14年の12.8%から、2倍以上の31.8%まで向上しています。

一方、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う行動制限の緩和が進み、社会活動が再開されたことなどを背景として、刑法犯認知件数は令和4年に増加に転じています。

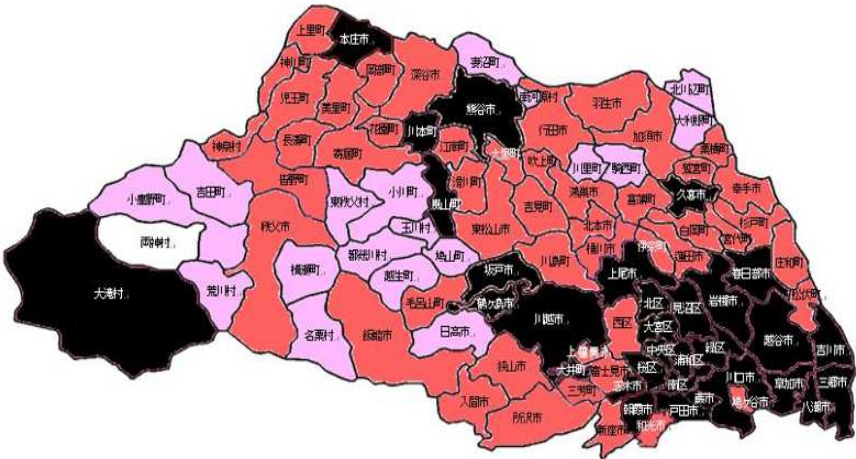


2 人口千人当たりの刑法犯認知件数の状況

令和5年における本県の人口千人当たりの刑法犯認知件数は6.8件となり、平成16年の25.7件と比較して大幅に減少しました。
なお、県内全ての市町村において減少しています。

市町村別人口千人当たりの刑法犯認知件数の状況

平成16年 県下 25.7 件



人口千人当たりの認知件数	市区町村数
25 件以上	31
15～24 件	48
5～14 件	18
5 件未満	1

令和5年 県下 6.8 件

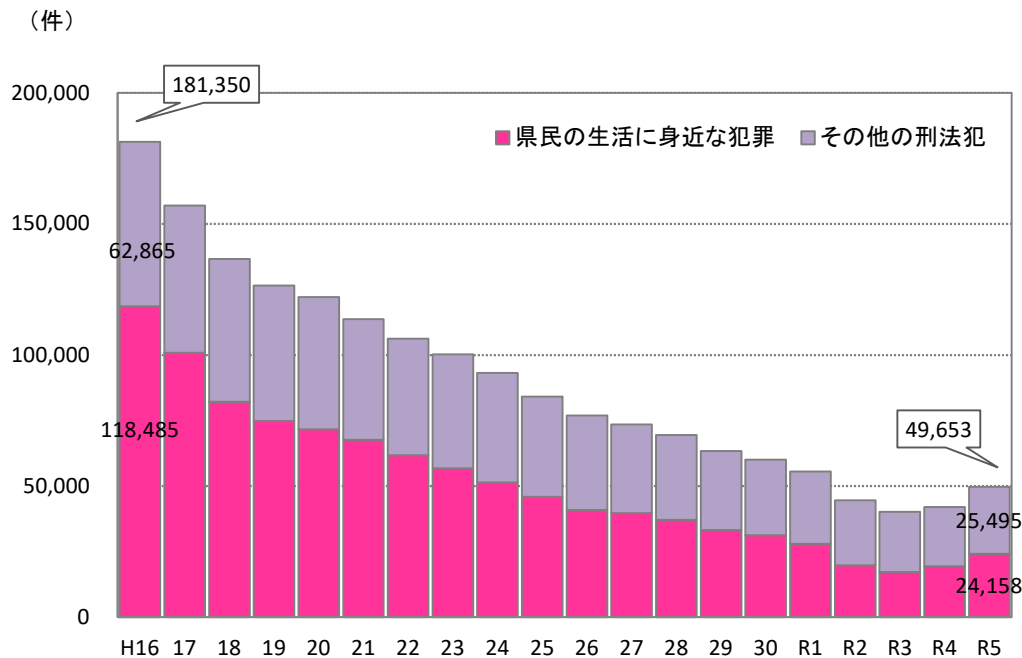


人口千人当たりの認知件数	市区町村数
25 件以上	0
15～24 件	0
5～14 件	61
5 件未満	11

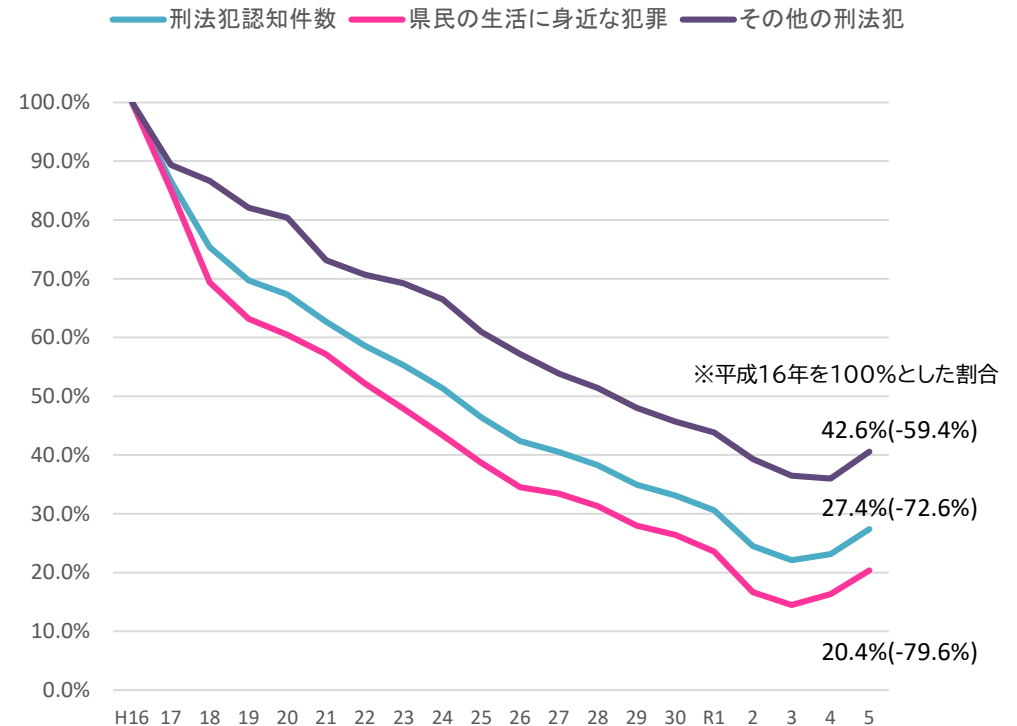
3 県民の生活に身近な犯罪の状況

自転車盗、車上ねらい、侵入窃盗、特殊詐欺などの県民の生活に身近な犯罪の認知件数は、平成16年は11万8,485件でしたが、令和5年には2万4,158件と大幅に減少しました。本県における刑法犯全体の減少は、県民の生活に身近な犯罪の減少が大きな要因となっています。

県民の生活に身近な犯罪の認知件数の推移



平成16年を基準とした
県民の生活に身近な犯罪等の年次割合の推移



県民の生活に身近な犯罪・・・ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、侵入窃盗及び特殊詐欺

(1) 主に街頭で発生する窃盗の状況

主に街頭で発生する自転車盗や車上ねらいなどの窃盗7手口の認知件数は、平成16年の9万4,692件から令和5年には1万8,610件と、80.3%減少しており、刑法犯全体の減少率72.6%を上回っています。

しかし、手口別にみると、自転車盗以外の6手口が平成16年と比較して80%以上減少しているのに対し、自転車盗の減少率は刑法犯全体を下回る、62.2%にとどまっています。

主に街頭で発生する窃盗の手口別認知件数の状況 (平成16年・令和5年)

手口	認知件数 (件)		
	平成16年	令和5年	比較
ひったくり	4,289	61	-4,228 (-98.6%)
車上ねらい	23,553	1,770	-21,783 (-92.5%)
部品ねらい	7,357	1,308	-6,049 (-82.2%)
自販機ねらい	8,756	412	-8,344 (-95.3%)
自動車盗	6,178	683	-5,495 (-88.9%)
オートバイ盗	8,533	754	-7,779 (-91.2%)
自転車盗	36,026	13,622	-22,404 (-62.2%)
合 計	94,692	18,610	-76,082 (-80.3%)
刑法犯全体	181,350	49,653	-131,697 (-72.6%)

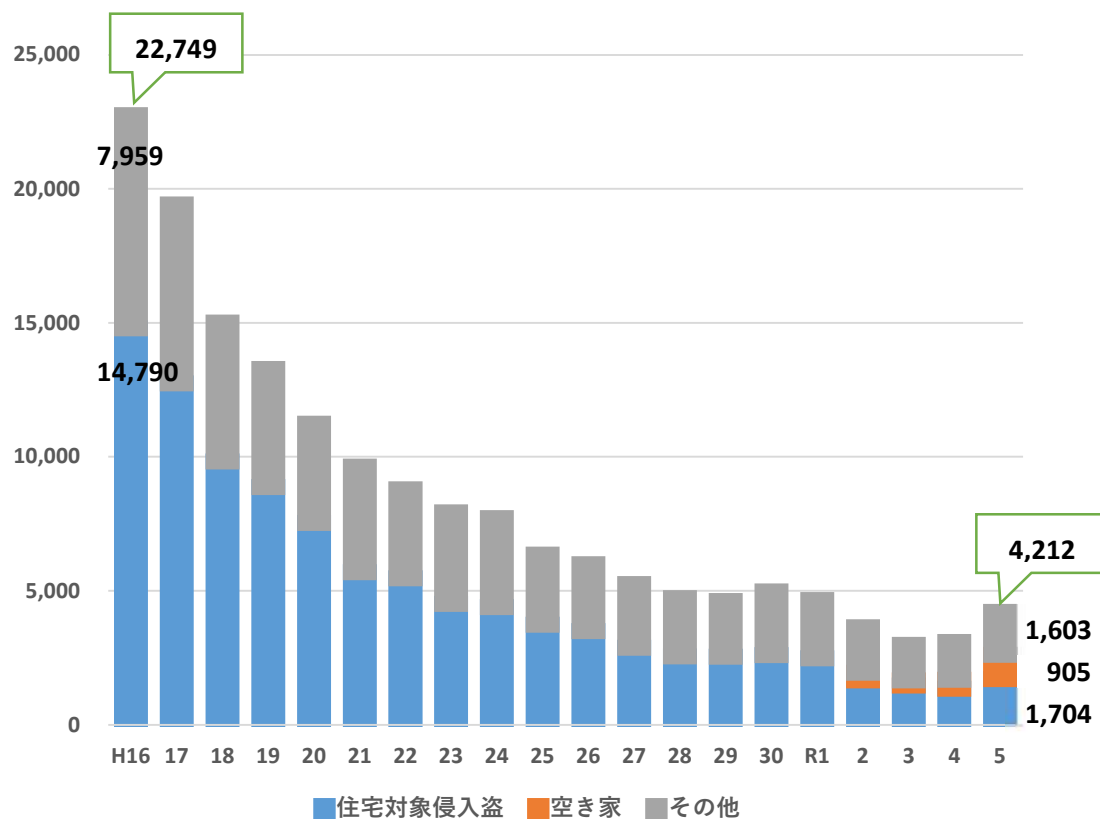
(2) 侵入窃盗の状況

住宅を対象とした侵入窃盗の認知件数は、平成16年の1万4,790件から令和5年には1,704件と88.5%減少しています。

しかし、近年は、住宅対象のほか、空き家を狙った侵入窃盗が増加しています。

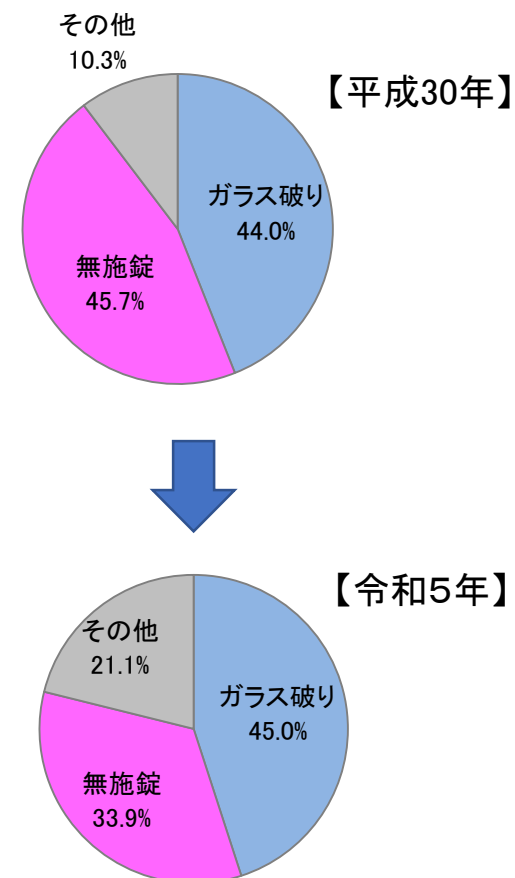
住宅対象侵入窃盗の侵入手口はガラス破りが45%を占めていますが、無施錠箇所からの侵入も33.9%あり、防犯意識を高めることで防げるケースが多くあります。

侵入窃盗の認知件数の推移



※空き家の侵入窃盗については令和2年からの調査

住宅対象侵入窃盗の侵入手口の割合

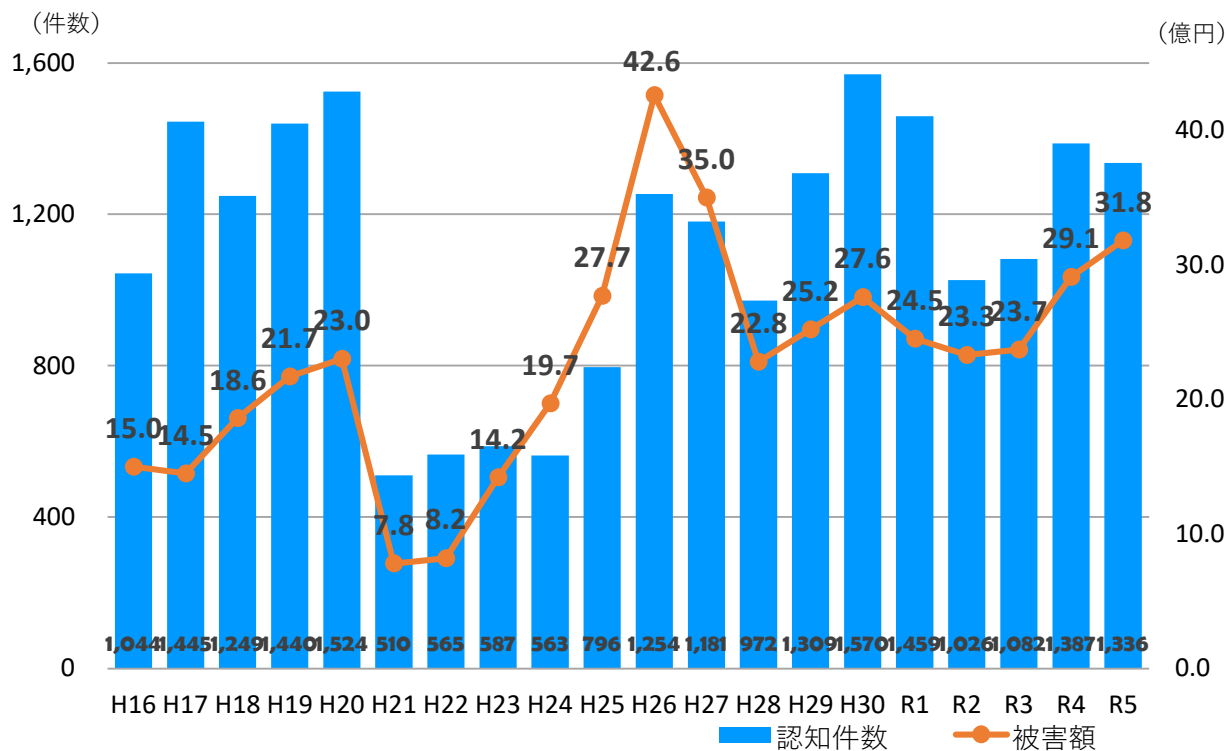


(3) 特殊詐欺の状況

特殊詐欺の認知件数は年ごとの増減があるものの、多発傾向が続いています。特殊詐欺の手口は悪質・巧妙化しており、国際電話番号を使用した犯行や自動音声ガイダンスを利用した詐欺電話、ウェブサイト閲覧中に突然表示される虚偽の利用料金請求など、新たな手口が次々と発生しています。また、被害額は増加傾向にあり、令和5年は31億8,394万円となりました。

被害者の属性を見ると、性別では女性が約7割を占め、年齢層では65歳以上の高齢者が約9割を占めています。

特殊詐欺認知件数等の推移



※ H22までは振り込み詐欺、H23から特殊詐欺の数値

※ H25以降の被害額は、キャッシュカード手交型でだまし取られたキャッシュカードによって不正に引出された金額を含む。

※ 被害額は1万円未満切り捨て。

被害者の性別、年齢層別の割合
(令和5年)

